女性活躍推進法第２１条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

令和８年１１月６日

特定事業主名：早島町

１．職員の男女の給与の額の差異（令和７年度）

（１）全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	９１．２％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	９６．４％
全職員	７５．５％

（２）「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（ア）役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	０．０％
本庁課長相当職	９８．８％
本庁課長補佐相当職	９６．３％
本庁係長相当職	９０．２％

（イ）勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	０．０％
３１～３５年	１１５．８％
２６～３０年	７８．９％
２１～２５年	０．０％
１６～２０年	８０．８％
１１～１５年	８８．３％
６～１０年	１０６．２％
１～５年	８５．４％

【説明欄】

（２）（ア）の役職段階「本庁部局長・次長相当職」に該当するのは男性のみ、（２）（イ）の勤続年数「３６年以上」に該当するのは男性のみ、「２１～２５年」に該当するのは女性のみであった。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

２．管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和８年４月１日時点）

区分	女性職員の割合
管理的地位にある職員	４１．２％

【説明欄】

３．各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和８年４月１日時点）

区分	女性職員の割合
本庁部局長・次長相当職	０．０％
本庁課長相当職	３０．０％
本庁課長補佐相当職	５５．０％
本庁係長相当職	３５．７％

【説明欄】

４．採用した職員に占める女性職員の割合（令和８年４月１日時点）

区分	女性職員の割合
一般事務職	２５．０％
土木技術職	０．０％
管理栄養士	０．０％
社会福祉士	１００．０％
保健師	５０．０％

【説明欄】

採用した職員全体に占める女性の割合：31.25%

５．男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和７年度）

（１）男女別の育児休業取得率

（ア）常勤職員

区分	令和７年度
男性	０．０％
女性	１００．０％

（イ）会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	－ ％
女性	－ ％

（２）男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	－ ％	－ ％	－ ％	－ ％
１週間以上２週間未満	－ ％	－ ％	－ ％	－ ％
２週間以上１月以下	－ ％	－ ％	－ ％	－ ％
１月超３月以下	－ ％	－ ％	－ ％	－ ％
３月超６月以下	－ ％	－ ％	－ ％	－ ％
６月超９月以下	－ ％	－ ％	－ ％	－ ％
９月超１２月以下	－ ％	１００％	－ ％	－ ％
１２月超２４月以下	－ ％	－ ％	－ ％	－ ％
２４月超	－ ％	－ ％	－ ％	－ ％

【説明欄】

６．職員の勤務時間の状況（令和７年度）

（１）職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	女性職員の割合
管理職	２０．４時間／月
管理職以外	２１．５時間／月

【説明欄】
